第87回 杜の都の環境をつくる審議会 議事概要

日 時: 令和2年12月21日(月)14時00分~16時20分

会場:東京エレクロトンホール宮城(宮城県民会館) 602 中会議室

出席委員:中静会長、舟引副会長、板橋委員、内海委員、遠藤委員、小貫委員、近藤委員、佐藤

委員、平塚委員、米倉委員、渡邉委員(計11名)

欠席委員:池邊委員、小嶌委員、福岡委員(計3名)

事 務 局:建設次長、百年の杜推進部長、百年の杜推進課長、同課主幹兼企画調整係長、同課緑

化推進係長、同課緑地保全係長、公園課長、同課公園整備担当課長、河川課長

(計9名)

1. 開会

○事務局 (岡田課長:百年の杜推進課)

一開会—

―議事録署名人の指名, 傍聴ルールの説明―

·議事録署名人:中静会長、板橋委員

2. 議事

(1)審議事項

- ①特別緑地保全地区の指定について
- ○事務局(結城係長:百年の杜推進課緑地保全係)

一資料1について一

○小貫委員

・指定に係る緑地について、特別緑地保全地区の面積より、資料1の1枚目の地図に記載され た保存緑地の面積の方が大きい。

- ○事務局(結城係長)
 - ・特別緑地保全地区の範囲は、東原については買取りを行っていない民有地を除外しており、 八木山弥生町については都市計画道路の区域を除外している。そのため保存緑地の面積の方が大きい。
 - ・なお、指定しようとしている特別緑地保全地区の面積は土地の買入れ時の実測面積に基づく数値である。一方、資料1に記載された保存緑地の面積については、約45年前の指定当時に測った面積であり、今後精査する必要がある。

○小貫委員

・今回の指定範囲以外の緑地は保存緑地として残るのか。

- ○事務局(結城係長)
 - ・今回は保存緑地の指定区域の変更や解除は予定していないため、保存緑地として保全してい く。

○近藤委員

- ・ 先ほど保存緑地の面積を精査する必要があるとの話があったが、指定時と現在とで状況が変わっており、保存緑地の面積が変わる可能性があるということか。
- ○事務局(結城係長)
 - ・保存緑地指定時の約45年前の実測の数値ということであるが、今の基準で測り直すと合わないため、これから精査する必要がある。

○近藤委員

・順次、特別緑地保全地区に移行していくということだが、今後のスケジュールについて教え てほしい。

○事務局(結城係長)

・みどりの基本計画に基づいて、土地の買取りの有無に関わらず特別緑地保全地区への移行を 考えているが、民有地の保存緑地が多数ある。今後、土地所有者との協議を行っていきたい。

○沂藤委員

・予算の関係で指定できなくなったり、行き当たりばったりになったりしないよう、計画的に 進めることが望ましい。

○事務局(岡本次長)

・いくつかの保存緑地の土地所有者から買取りの申し出がある。申し出に係る土地については 特別緑地保全地区予定地として、十分なお金がないため毎年数 ha であるが、補助を受けなが ら少しずつ買取りを行っている。申し出があった土地については計画的に買取りを行ってい きたい。

○近藤委員

・買い取った土地がある程度まとまったら、今回のように特別緑地保全地区に移行させるとい うことか。

○事務局(岡本次長)

・そのとおりである。

○中静会長

・特別緑地保全地区の指定について、承認されたものとする。

②保存樹林の指定について

○事務局(杉野目総括主任:百年の杜推進課緑地保全係)

一資料2について一

○米倉委員

- ・東日本大震災の津波により居久根の大半が失われた。残った居久根も、津波により防潮林が 失われ海風が直接あたるようになったため、失われていっている。現存する屋敷林は貴重な 存在であるため、保全することは大きな意義があると思う。
- ・資料 2 の P5 に助成制度についての記載があるが、この助成額では保存が難しいと思う。金額の見直しの予定はあるか。
- ・杉を建材として使用するため伐採したところに補植を行うなど、樹林を更新し続けるのは難 しい時代であると思われる。巨木化した杉の倒木の危険性を回避するため伐採したいという 所有者の声も聞いたことがある。伐採したい場合は仙台市との協議や審議会との関わりはど のようになるのか、補植のときは助成金があるのか。

○事務局(杉野目総括主任)

・間伐や倒木の恐れのある樹木の伐採など管理行為については、仙台市への届出をせずに伐採 が可能である。屋敷林の面積が大きく変わる場合や景観が著しく変わる場合は審議会に諮る 必要がある。

○事務局(結城係長)

・現在の助成制度は平成9年に設立したものであるが、保存樹林はあくまで民有財産ということもあり、条例においても「所有者が保全に努めなければならない」としている。それに対して市は必要な助言・指導のほか、固定資産税の課税免除、資材の援助、助成金の交付といった間接的な支援を行うことにしている。個人の資産に市がどこまで積極的に関わっていく

べきかという課題はあるが、できる限り支援をしたい。

・屋敷林の所有者の負担軽減という点について、特別緑地保全地区に指定した場合は山林原野 については相続税が8割評価減となり、所有者にとってメリットがある。今後、所有者に対 して情報提供していきたい。

○平塚委員

- ・特別緑地保全地区に指定しようとしている八木山弥生町、また保存樹林に指定しようとしている泉区野村において、今年クマが出没した。仙台市はおそらく政令指定都市の中でずば抜けてクマが出没している。丘陵と丘陵の間に人口の重心を押し込んだような形となっており、杜の都はそのようなことを表現していると個人的には考えている。
- ・生態学や生物多様性の観点からは例えば飛び石上の緑地をどんどんつくるなど森と街を繋ぐみどりが重要であり、また河川敷の植物は生態学的回廊の観点からなるべく維持することが重要である。しかし、それぞれ野生生物が街へ入り込む道となるため、控えなければならない場合も考えられる。野村についてはおそらく七北田川の河岸植生を伝ってきたと思われる。
- ・百年の杜推進課としての考えや方針、他の部署との連携について教えてほしい。

○佐藤委員

・弁護士会ではクマとの共生について取り組んでいる。秋田県では「自然共生ビジョン」を表明した。そのような自然との共生に関する視点について仙台市の考えを教えてほしい。

○近藤委員

・クマの問題とみどりの計画は視点が別なのではないかと思う。

○佐藤委員

・山形芸術工科大学の田口先生の「クマ問題を考える」という本の中で、七北田川や泉インターチェンジ付近の写真が掲載されており、人の住む市街地と熊が住む山とかが完全に隣接しているため緩衝地域がないと危ないということを指摘している。

○近藤委員

緩衝地域とはどのようにつくるものか。

○佐藤委員

・その本では、クマが来れば見えるような野原みたいなものがあるのが理想的だが、現実的に はそんなものは出来ないだろうと記載されている。秋田県でもそういう議論が去年の8月に 行われ、共生ビジョンができた。

○近藤委員

・秋田県ではどのような取組みをしているのか。

○佐藤委員

・具体的にはこれからである。

○事務局(岡田課長)

・みどりの基本計画において、杜の都のアイデンティティとして「都市と自然的環境が融合しているところ」、「みどりが都市の中に入り込んできている」というものがある。仙台の良いところとして保全していきたいと考えており、またその効果を市民一人一人が享受できるようなみどりの基本計画としたい。一方で、クマによる人的な被害、猪や猿による農作物への被害等もたくさんある。これについては関連部局と協働し、生物多様性の確保と被害軽減策を同時に進めていくしかないと思われる。みどりの基本計画の範囲外になるかもしれないが、みどりを所管する立場として野生鳥獣との付き合い方は考えていかないといけないと思っている。

○中静会長

・この問題はかなり難しい。答えが1つとも限らない。みどりを連続させればクマが出没し、

連続させることが住んでいる人にとっても気持ちがいいという二律背反なところがある。この計画だけではなく、市の全体の計画の中で考えていくべき問題でもある。

○近藤委員

- ・平成 13 年度に仙台市が行った屋敷林の調査において 56 ヶ所ピックアップし、そのうちの 1 ヵ所に柳生の屋敷林があった。今後はどのようなペースで保存樹林を指定していくのか教えてほしい。
- ・航空写真をみると、野村は指定範囲の外にある樹林とも連続している。できるだけ一体的な 指定が望ましいと考えられる。
- ○事務局(杉野目総括主任)
 - ・約20年前に行った屋敷林調査をふまえて位置付けた保全を図っていくべきエリアの中に柳生の居久根が含まれている。そのような過去の調査結果を参照しつつ、現況を確認しながら指定候補を検討しているが、中には指定を打診して断られるケースもある。今後の年間あたりの指定件数を示すのは難しい。
 - ・今回指定しようとしている居久根に隣接する樹林のうち農業用水路の箇所については私有ではないが、畑の周辺は私有地が含まれている可能性がある。今後、連続性をふまえて指定範囲を検討していきたい。

○中静会長

・保存樹林指定について、承認されたものとする。

(2)報告事項

- ①建築物等緑化ガイドラインの検討について
- ○事務局(阿部技師:百年の杜推進課緑化推進係)【資料3-1,3-2,3-2参考資料について】
- ○遠藤委員
 - ・ガイドライン適用対象として敷地面積 1,000 m²以上の建築工事とあるが、近年の仙台市においてこれに該当する数を教えてほしい。
- ○事務局(阿部技師)
 - ・杜の都の環境をつくる条例に基づき敷地面積 1,000 ㎡以上の建築行為については緑化計画書の提出が義務付けられている。提出件数、つまり該当件数は年間百数十件である。
- ○中静会長
 - ・壁面緑化の面積の取扱いはどのようになるか。
- ○事務局 (阿部技師)
 - ・壁面緑化についても面積に算入される。壁面緑化の補助資材を使う場合は補助資材の設置面 積が緑化面積となる。
- ○中静会長
 - ・既にある樹木を伐採して新しいみどりをつくる場合もあると思うが、既存のみどりに対する 考え方を示す必要はないか。
- ○事務局(阿部技師)
 - ・条例において既存樹木を可能な限り保存するよう努力義務がある。ガイドラインにおいても 地域の生態系に配慮した緑化の項目の1つとして既存樹木の保全を記載しており、この箇所 に既存樹木の保全による効果の記載などを記載し、可能な限り保全に努めてもらうよう事業 者へ働きかけたい。

○中静会長

・資料の P7 ではまだその内容がわからないが、今後そのような内容を記載できると良いと思う。

○板橋委員

- ・緑化の質の点数化にあたりどのような基準をイメージしているのか。
- ○事務局 (阿部技師)
 - ・評価基準の項目は、資料の 3-2 に示している質の高い緑化の手法の項目と基本的にリンクする。採点者により評価が変わることがないよう、例えば接道部緑化についてはその割合、屋上緑化についてはその面積や土壌厚とするなど、定量的な判断ができるものを基準としたい。

②次期仙台市みどりの基本計画中間案(素案)について

- ○事務局(菅原主任:百年の杜推進課企画調整係)一資料 4-1, 4-2 について一
- ○舟引副会長
 - ・みどりの基本計画中間案(素案)は、3日前に行われた部会で出された意見が今後反映されると思うため、まだ変わると思われる。5つの基本方針については各委員より概ね了承を得ていると思うが、より良い見せ方があると思う。
 - ・みどりの基本計画は、今後 10 年という期間において限られた資源や財源の分配に関する優先度を考えるものであるため、クマの問題は考慮していない。P38 の図でわかるとおり、船形山塊から蔵王山塊まで繋がっているため、クマが出没しないようにするのは無理な話であるが、氾濫する七北田川周辺を市街化調整区域に指定し土地利用を住宅ではなく田んぼとすることでバッファゾーンとし、都市計画の形として市街地に直接クマが入ってこないようにしている。ただ、農家はたくさんいるため被害を受ける可能性はあるが、それは昔からの住まい方の問題だと思う。一方で、仙台市のニュータウンは山を開発して形成されており、中には山と直接連絡している状況のところもあるためクマの問題は残るが、出没情報や実害をふまえ仙台市として対策を講じている。また、そのような場所ではメリットとデメリットを併せて考え住まなければなければならないと思う。クマの対策とみどりの配置は違う問題だと思う。

○内海委員

- ・資料 4-2 の 1) グリーンインフラの定義における「水害リスクの低減」は特に重要と考えている。天然の排水として機能する土の部分や緑地の考え方、現在モルタルやコンクリート、アスファルトで覆われた都市において土の部分や緑地を増やすことが重要だと思う。
- ・3) みどりのマネジメントにおける「量の充足が不可欠」に同感であるが、グリーンインフラ において緑地を増やす考えはあるのか。また、指標においてもグリーンインフラに係るみど りの量に関する具体的な目標があっても良いと思う。

○事務局(岡田課長)

・今回の計画では緑地の量を確保することも位置付けており、方針 2 の指標で都心部の緑被率 や平均緑視率を掲げているが、意見をふまえ検討したい。

○平塚委員

- ・グリーンインフラや生物多様性、ESG 投資、SDGs などの新しいキーワードをどう実現し、何らかの形で成果を見せることが重要だと思う。
- ・基本方針ごとの指標については再検討が必要だと思う。最終目標は、例えばみどりを増やすことや人々が幸せを感じることだと思うため、それを表現するような指標を検討してほしい。

○中静会長

・今回の新しい計画において、緑化ガイドラインの他に新しい制度や仕組みはあるか。

○事務局(岡田課長)

・グリーンインフラに関して雨庭や雨水浸透能力を有するみどりを、公園のみならず道路空間

や民有地で実現できるような取組みを計画に盛り込んでいる。

○中静会長

・市が実施するものについては市が目標を立てて計画的に進めていくこともできると考えらえるが、企業など他の主体が実施するものについてはその推進策を検討する必要があると考えられる。

○遠藤委員

・みどりの活動をしている団体との意見交換の中で、「杜の都仙台」というイメージを持っている市民は多いが、実際に土日に山や海など自然の中で過ごしている市民は少ないのではないかという意見があった。海や川、山などを訪れる人数の調査はあるか。イメージとしての杜の都仙台はもちろん良いことであるが、一歩踏み込んで自然や農業なども含めた杜の都仙台を体感、実感する市民が増えるような施策ができると良い。実際に自然の中に足を運び体感することで深まったり広がったりするものがあると思う。

○事務局(岡田課長)

- ・土日に自然の中に足を運ぶ市民の数は把握していない。
- ・実際に市民が自然を体感したり実感したりするのは重要だと考えている。例えば、広瀬川は 市民の意識の中にはあるが、実際の生活からは遠いところにあると思われるため、青葉山公 園の追廻地区や西公園の市民プール跡地を整備することで、市民に様々な利用をしてもらい たいと思っている。

○中静会長

・携帯電話から人の動きに関するデータを取得できるようになっているが、そのような方法も 含めて検討することも考えられる。

○渡邉委員

・建築物緑化ガイドラインの第3章の事例集は重要な部分になると思うが、建築関係団体は様々な資料を持っているため情報提供の依頼をすると良いと思う。あわせて地ならしも進められると良い。

3. 閉会

- ○事務局(岡田課長)
 - 一閉会一